

岩手高齢協 居宅支援事業所 たんぽぽ 運営規程

(事業の目的)

第1条 岩手県高齢者福祉生活協同組合が開設する岩手高齢協 居宅支援事業所たんぽぽ（以下「事業所」という。）が行う指定居宅介護支援事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、要介護状態及び要支援状態にある高齢者に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の介護支援専門員は、居宅介護支援を行うに当たっては、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう配慮しなければならない。

2 事業所の介護支援専門員は、居宅介護支援を行うに当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健・医療・福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮しなければならない。

3 事業所の介護支援専門員は、居宅介護支援を行うに当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行わなければならない。

4 事業所の介護支援専門員は居宅サービス計画に基づくサービスの提供が確保されるよう、サービス事業者との連絡調整その他の便宜の提供を行い、介護保険施設への紹介、その他の提供を行うものとする。

5 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスと綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- ① 名 称 岩手高齢協 居宅支援事業所 たんぽぽ
- ② 所在地 盛岡市茶畑二丁目21番15号

(職員の職種、職員、及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、及び職務内容は、次のとおりとする。

- ① 管理者 1名（介護支援専門員と兼務）

管理者は、事業所の従業員の管理及び業務の管理を一元に行うとともに、自らも指定居宅介護支援の提供に当たるものとする。

- ② 介護支援専門員 3名以上
介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供に当たる。
- ③ 事務員 1名
事務員は、事務業務に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- ① 営業日 月曜日から金曜日までとする。
- ② 休日 土曜日、日曜日、祝日、
7月から9月の3日間、12月30日から1月3日まで
- ③ 営業時間 午前9時から午後6時
- ④ 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(指定居宅介護支援の内容及び利用料)

第6条 指定居宅介護支援の内容は次のとおりとし、指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準になるものとし、当該指定居宅介護支援が法定代理受領サービスであるときは、利用者の負担はなしとする。

- ① 居宅サービス計画作成の支援
- ② 経過観察・再評価
- ③ 施設入所への支援
- ④ 居宅サービス計画の変更
- ⑤ 給付管理
- ⑥ 要介護認定等の申請に係る援助
- ⑦ サービス提供の記録

(指定居宅介護支援の提供方法)

第7条 指定居宅介護支援の提供方法は次のとおりとする。

- ① 利用者の相談を受ける場所 第3条に規定する所在地に同じ。
但し、利用者の希望により利用者の居宅においても行う。
- ② 使用する課題分析表の種類 高齢者区分法T A I
- ③ サービス担当者会議の開催場所 第3条に規定する所在地に同じ。
但し、必要に応じて居宅介護サービス事業所・主治医医療機関・利用者の自宅等を用いる。
- ④ 介護支援専門員の居宅訪問頻度 1ヶ月に1回以上、その都度必要に応ずる。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業実施地域は、盛岡市、滝沢市の地域とする。

(虐待防止に関する事項)

第9条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- ① 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
- ② 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- ③ その他虐待防止のために必要な措置

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は擁護者（利用者の家族等高齢者を現に擁護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第10条 介護支援専門員の資質の向上を図るための機会を次のとおり設けることとし、また、業務体制を整備する。

- ① 採用時研修 採用後、施設内・外部研修を行う。
- ② 継続研修 毎月1回施設内実施・外部研修随時

2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
4 この規定に定める事項の外、運営に関する重要事項は岩手高齢協と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成13年3月15日から施行する。

- | | | |
|-------|------------|----|
| 第1回改定 | 平成15年4月 | 1日 |
| 第2回改定 | 平成16年9月 | 1日 |
| 第3回改定 | 平成18年3月 | 1日 |
| 第4回改定 | 平成19年3月23日 | |
| 第5回改定 | 平成22年1月 | 4日 |
| 第6回改定 | 平成26年9月10日 | |
| 第7回改定 | 令和6年3月14日 | |